

仕 様 書

駅前広場環境維持業務委託契約による仕様は、次のとおりとする。

1 目的

寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅及び寝屋川公園駅駅前広場は、京阪電車、JR西日本をはじめ、バス、タクシーなどの乗降口を有し、寝屋川市民及び市外からの方々の移動拠点として重要な施設であるとともに、市民の憩いの場として利用されている。

本業務は、市の玄関口である駅前広場を清潔で快適な環境形成及び通行の安全性を図るため、駅前広場の清掃、「寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例」に定める放置禁止区域内の放置自転車等所有者への啓発指導及び「寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例」に定める路上喫煙禁止区域内の路上喫煙者等への啓発を行うものとする。

2 委託期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

3 委託場所

- (1) 寝屋川市駅駅前広場周辺
- (2) 香里園駅駅前広場周辺
- (3) 萱島駅駅前広場周辺
- (4) 寝屋川公園駅駅前広場周辺

※ 各駅前広場環境維持区域図のとおり

4 委託の実施日、作業時間及び各駅の人員配置

	①平日 (月曜日～金曜日)	②第1,3日曜日及び第 2,4土曜日	③左記を除く土日祝 日	④5月4日,9月22日
	10時00分～18時00分	10時00分～18時00分	10時00分～18時00分	10時00分～12時00分
寝屋川市駅	7人	7人	6人	0人
香里園駅	3人	3人	0人	1人
萱島駅	2人	2人	0人	1人
寝屋川公園駅	0人	0人	0人	1人

※ただし、①②③については、7月～8月及び11月～2月の期間は、午前9時

30 分から 17 時 30 分までの作業時間とする。

	平日 (月・水・金曜日)
	10 時 00 分～11 時 30 分
寝屋川公園駅	2 人

※ 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）及びお盆（8 月 13 日から 15 日まで）は行わない。

ただし、12 月 30 日、1 月 2 日、8 月 14 日については、公衆トイレと喫煙所の吸殻清掃を行うものとする。

また、祝日に当たる 5 月 4 日、9 月 22 日については、人員配置のない寝屋川市駅を除く 3 駅においても、公衆トイレと喫煙所の吸殻清掃を行うものとする。

※ 放置自転車等の状況及びゴミの投棄状況を把握し、必要に応じて巡回を取り入れるなど、効果的及び効率的な人員配置とすること。

5 業務内容

(1) 放置自転車等啓発（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅）

ア 各駅前広場環境維持区域内で放置自転車等を駐車しようとする者に対して啓発、指導を行うこと。

イ 必要に応じて自転車駐車場施設等へ駐車するように注意を促すこと。

ウ 自転車を利用する市民のマナー向上に努めること。

エ 雨天の場合については、寝屋川市駅のみ従事者を 2 人配置すること。

(2) 清掃業務共通事項（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、寝屋川公園駅）

各駅前広場環境維持区域内において、絶えず美観に留意し、清掃を行うものとする。

ア 広場の階段や床の清掃については、砂、土、ガム、その他のゴミを箒等で取り除き（階段床面の隅については、砂、土等が残らないよう留意する。）、汚れの酷いときは、デッキブラシで汚れを擦り落とした後、モップにて拭き上げる。

イ 安全柵等については、付着した鳥の糞等の除去を行う。

- ウ 各駅前広場環境維持区域内の道路側溝は、土砂、ゴミ等を取り除き、雨水が流れやすいようにする。
- エ 回収したゴミ類は所定の場所へ集積する。
- オ 各駅の清掃前に、早朝パトロール（午前6時から）を実施し、各駅前広場の状況を確認すること。なお、早朝パトロールにより、汚れがひどい箇所を確認した場合は、ただちに当該箇所を清掃するものとする。
- (3) 喫煙所の清掃（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、寝屋川公園駅）
- ア 駅前広場喫煙所の吸殻及びゴミ等の清掃
- イ 駅前広場喫煙所周囲のゴミ等の清掃
- (4) 地下道の清掃（寝屋川市駅）
- ア 日常清掃 1日1回
- イ 定期清掃 月1回
- 床面は水を流し、デッキブラシで汚れを擦り落とし（状況により専用洗剤を用いる）後はよく洗い流し、モップにて拭き上げる。
- 扉・間仕切り・壁面などは除塵し、手の触れる部分はウエスで洗浄拭きした後、水切りをして仕上げる（洗剤などでとれる落書きについては洗い流すとともに、落書きが落ちないときは発注者に速やかに連絡すること。）。)
- (5) 公衆トイレ（寝屋川市駅、萱島駅）
- ア 日常清掃 1日1回 7時から8時に行う。
- イ 清掃及びトイレットペーパー等の消耗品の補充を行う。
- ウ ごみを拾い、床面の掃き掃除を行う。
- エ 洗面台及び鏡を拭く。
- オ 衛生陶器類はスポンジを用い専用洗剤で洗浄し、洗浄後はよく洗い流し周囲はウエスで拭く。特に小便器の内側の隠れた両サイドの尿石を特殊専用洗剤とスポンジで除去し、目地の汚れをよく洗浄し、水で拭きあげた後、乾いたウエスで拭いて仕上げる。
- カ 扉・間仕切り・壁面などは除塵し、手の触れる部分はウエスで洗浄拭きした後、水切りをして仕上げる。（洗剤などでとれる落書きについては洗い流すとともに、落書きが落ちないときは発注者に速やかに連絡すること）
- キ 床面は水を流し、デッキブラシで汚れを擦り落とし（状況により専用洗

剤を用いる。) 後はよく洗い流し、モップにて拭き上げる。

ク トイレトペーパー類の補給（トイレトペーパー類、各種洗剤、その他消耗品等については受注者負担とする。）

※ 便器の詰まりがあった時は、作業を始める前に、ラバーカップ等を用いて異物を除去する。除去が困難なときは発注者に連絡のこと。

(6) 路上喫煙禁止区域内の啓発（寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、寝屋川公園駅）

ア 委託場所のうち、路上喫煙禁止区域に指定された場所で啓発を行うこと。

イ 喫煙をしている者又は喫煙しようとしている者に対し、路上喫煙禁止区域内であることを説明し、喫煙の中止を促すこと。

ウ 喫煙をしている者及び喫煙しようとしている者に対し、喫煙所の場所を案内すること。

(7) その他

ア エスカレータの清掃については、手摺などの拭き掃除を1日1回行い側面についても、随時水ぶきして汚れを拭き取ること。

イ 広場の設置物（ベンチ、植栽樹木、街路樹、噴水、掲示板、その他）等を損傷する者があれば、その者に注意を与え、発注者に報告する。

ウ バス、タクシー乗り場のゴミ等を清掃すること。

エ 雨天の場合については、公衆トイレ、喫煙所の吸殻及び目立つゴミ（空き缶・ペットボトルなどの投棄ゴミ）等を清掃すること。

6 報告書の提出

受注者は毎月、報告書を作成し、翌月の10日までに発注者に提出すること。

7 関係法令の遵守

(1) 寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例

(2) 寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

(3) 寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例

(4) 寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例施行規則

(5) その他関係法令

8 従事者の管理

受注者は、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、最低賃金法、

健康保険法等における関係法令を遵守し、従業員の使用人として、これらの関係法令に基づく義務を負い、また、その他の諸経費については受注者の負担とする。

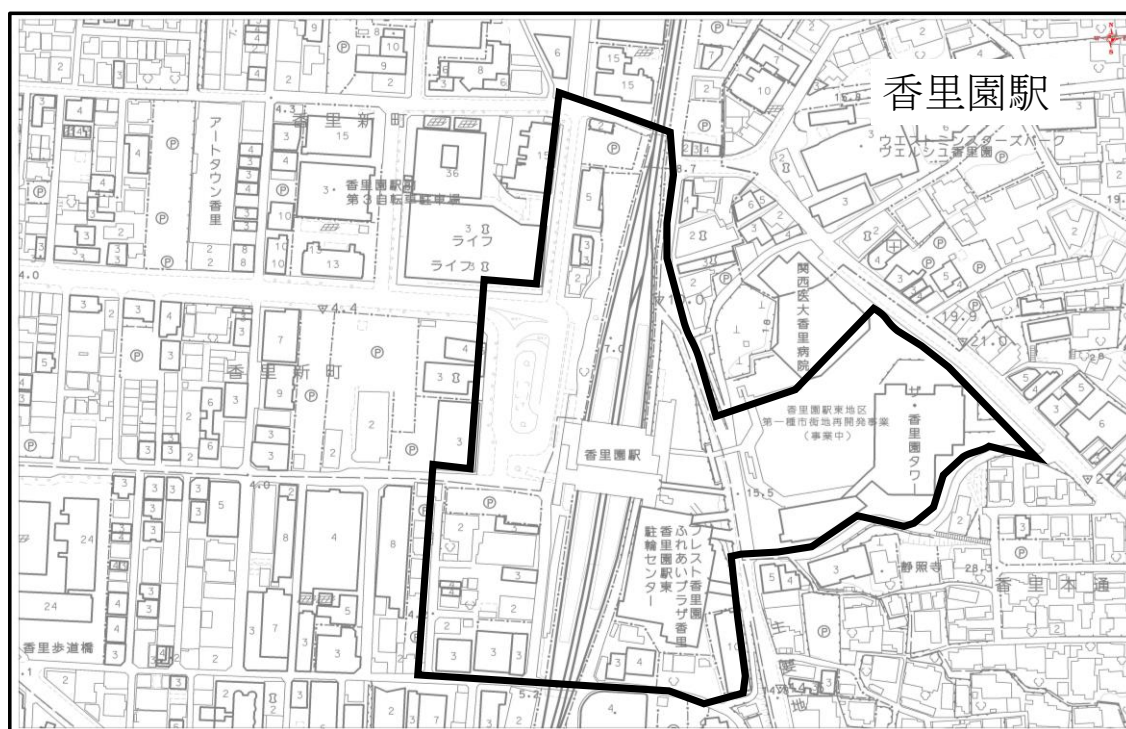
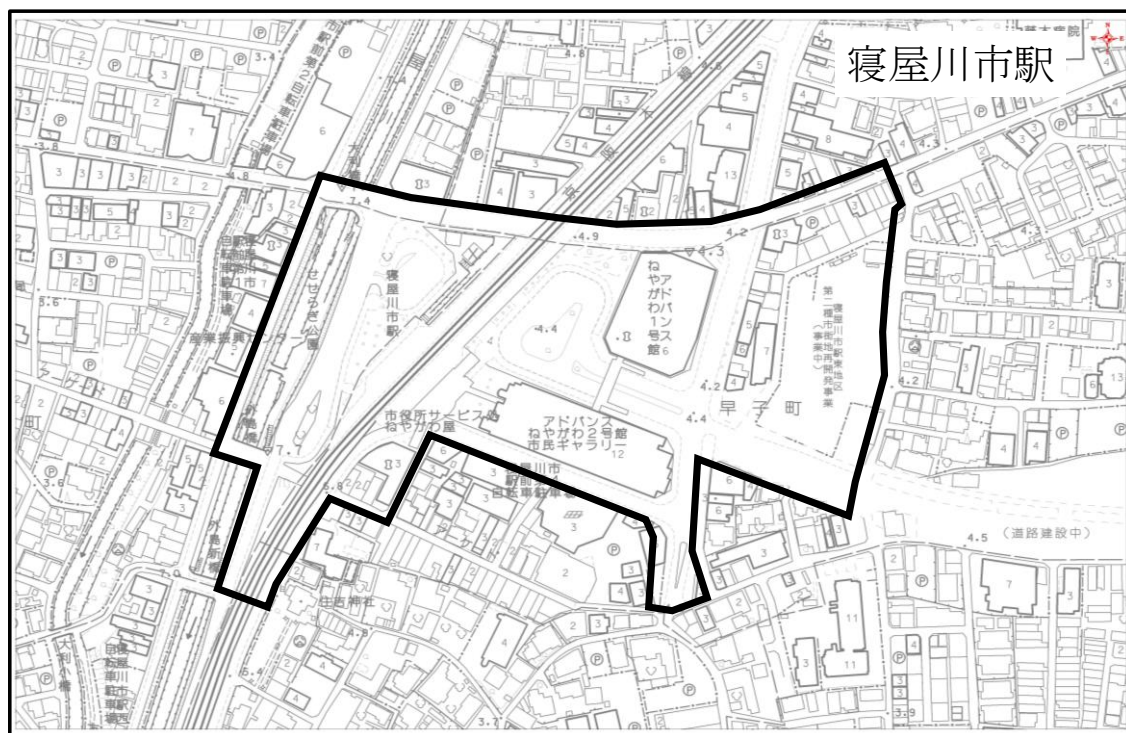
9 その他

- (1) 従事者は、業務遂行にあたり統一の服装にするなど、従事者であることが市民等から確認できるよう手立てを講じるとともに、発注者が貸与する腕章等を着用すること。
- (2) 従事者は、業務遂行中、親切丁寧に対応し、トラブルのないように努めること。
- (3) 従事者は、粗野な言動を避け、市民からの質問、苦情等があった場合は、発注者に報告し指導を受けること。
- (4) 本業務の入札により受注者に変更があった場合は、責任を持って業務の引き継ぎを行うものとする。
- (5) 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- (6) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面より発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

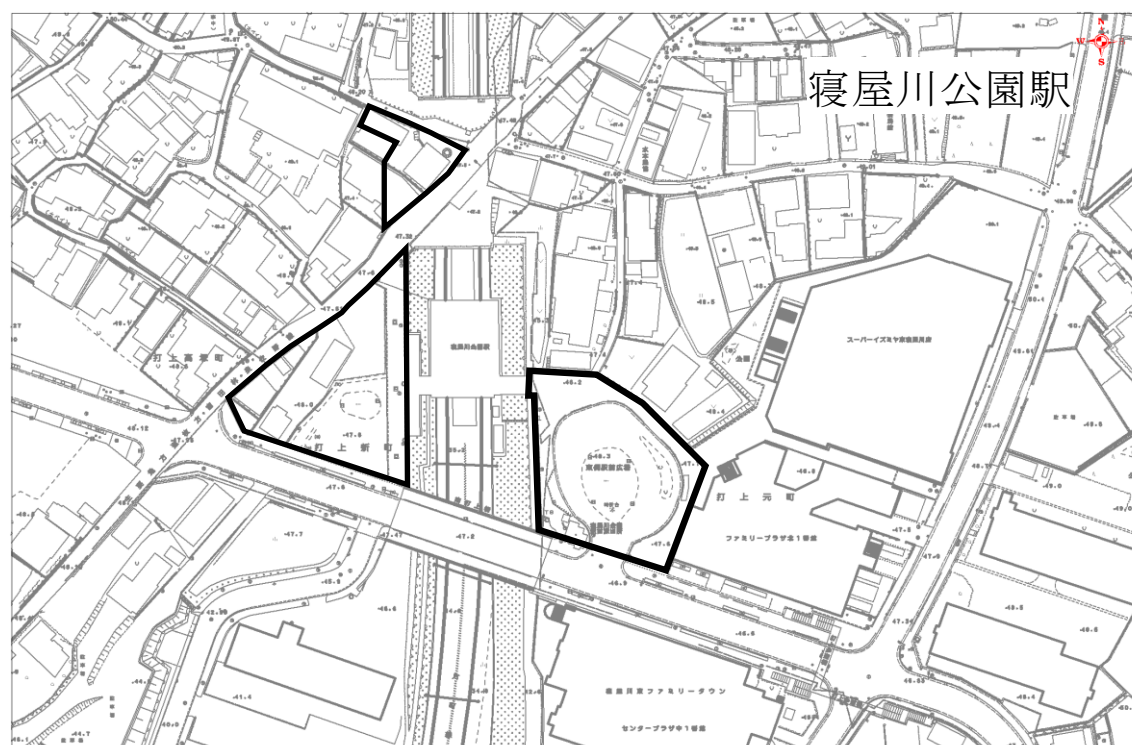
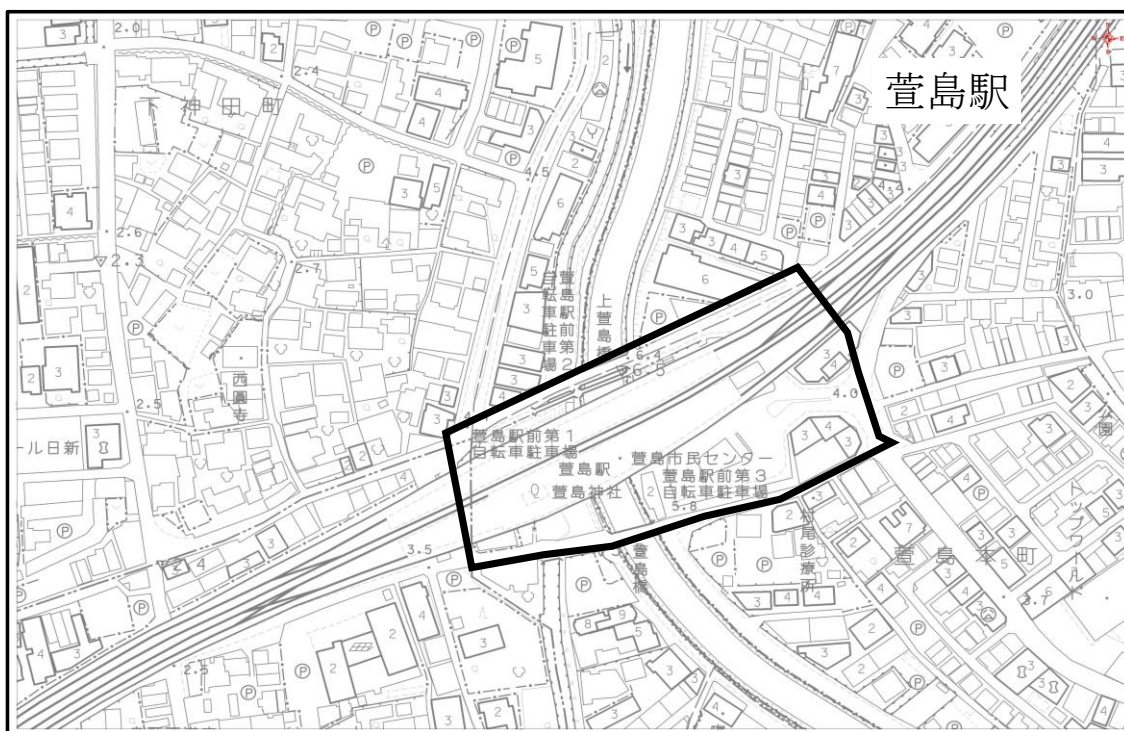
10 疑義

本仕様書の記載以外に必要な事項、関連のある事項は双方協議の上決定する。

各駅前広場環境維持区域図



各駅前広場環境維持区域図



＜参考＞路上喫煙禁止区域図

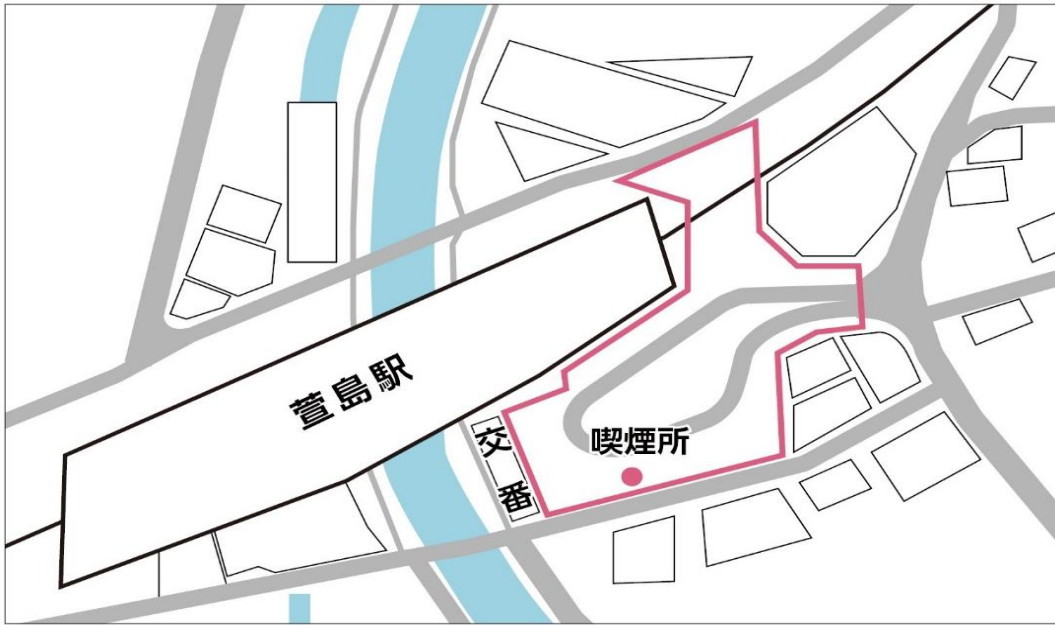


寝屋川市駅



香里園駅

＜参考＞路上喫煙禁止区域図



菅島駅



寝屋川公園駅